

(別紙) 主張一覧表

争点(1) (被告らによる救護義務違反の有無) について	
原告	<p>被告Bら5名は、酔いつぶれた者の介抱を役割とするはけさしとして、本件飲み会後に本件店舗を訪れているほか、酔いつぶれて寝かされていたAに回復体位をとらせるなど介抱をし、また、R方へ運び入れている。また、被告H及び被告Iも、はけさしとして、本件飲み会後に本件店舗を訪れているほか、被告HにおいてはAに飲ませる水を渡すなどし、被告Iにおいても、急性アルコール中毒の症状をスマートフォンで検索するなどして、救急隊の出動を要請すべきかの協議に参加していることからすれば、介抱に加わっていたといえる。そして、Gにおいても、はけさしとして本件店舗を訪れているほか、わざわざ、AをR方に運び入れている被告Bら5名に追いつき、AをR方に運び入れるのに協力している。</p> <p>以上によれば、被告らは、Aの保護を引き受けたとみることができるから、Aに生命の危険が迫っている場合には、救急隊の出動を要請するなどすべき義務を負ったというべきである。</p>
被告らの主張	<p>そうしたところ、Aは、被告らが声を掛けたり体をゆすったりしても、反応を全く示さず眠ったままであったほか、大きないびきをかく、口元から少量の泡を吹く、体温が低下しているなどの症状がみられ、急性アルコール中毒に陥り、明らかに異常な状態であった。被告B、被告D及び被告Iは、スマートフォンで急性アルコールの中毒の症状を検索するなどしており、Aが急性アルコール中毒に陥るなどして生命に危険な状態に陥っていることを認識していた。そして、Aは、本件飲み会が行われたテーブルの程近くに寝かされており、急性アルコール中毒の検索が行われるなどただならぬ様子であったことからすれば、本件店舗にいた被告らは、上記危険性を当然認識していた。また、被告Bら5名は、AをR方に運び入れるに当たり、Aが40分にもわたって完全に脱力していたことを認識し、また、被告Gも、途中から合流してAの上記様子を認識していたのであるから、被告Bら5名及び被告Gが上記危険性を認識していたことは明らかである。それにもかかわらず、被告らは、救急隊の出動を要請することなく、漫然とAをR方に運び入れることとし、被告Bら5名は、実際、R方に運び入れたのであるから、被告らには、救護義務違反が認められる。</p>
被告Bの主張	<p>被告Bは、はけさしとしての経験に乏しく、医学的知識も持ち合わせていなかった。Aがかいているいびきは、寝ているときのものとは大差なかったほか、泡を吹いていたかも判然とせず、体温も着ていたシャツがはだけていたからにすぎないのであって、Aにおいて異常な症状があるとは認識できなかった。被告Bは、急性アルコール中毒の症状を検索しているが、これは、念のため検索したからにすぎず、検索結果の症状にAの上記症状が当てはまるとも判断できなかったから、このことをもって、被告Bが危険な状態を認識していたとはいえない。また、AをR方に運び入れる際も、以前酔いつぶれた被告Eの様子と異なるところがなかった。以上によれば、被告Bにおいて、Aが危険な状態に陥っていることの見込み可能性がなく、救護義務違反は認められない。</p>
被告Cの主張	<p>被告Cは、Aの本件飲み会における飲酒量を知らされていなかったし、その様子も、単に酔いつぶれて寝ているとしか感じなかった。被告Cは、急性アルコール中毒の症状を検索しているが、被告Cには急性アルコール中毒の知識がなく、Aの症状がこれに当てはまるか判断できなかった。そして、R方に運び入れた際には、体温も回復しており、危険な状態に陥っているとは認識できなかった。そうすると、被告Cにおいて、Aが急性アルコール中毒のために死亡することを予見することができなかったのであり、救護義務違反は認められない。</p>
被告Dの主張	<p>被告Dは、Aの飲酒量を知らなかったし、Aがかなり酔っているということ自体は認識したが、異常さを感じさせる症状はなく、急性アルコール中毒など生命の危険が迫っているとは認識できなかった。急性アルコール中毒の症状をスマートフォンで検索したが、これは、その可能性を疑っただけである。したがって、救護義務違反はない。</p>
被告Eの主張	<p>被告Eは、もともと本件飲み会のはけさしではなく、他の被告らに同行して手伝っただけで、救急搬送の要否等の判断に加わっていない。また、被告Eは、Aの飲酒量について知らされておらず、Aにおける失禁や大量の嘔吐など危険な症状もなかったから、急性アルコール中毒に陥っている旨認識することはできなかった。以上によれば、被告Eは、救護義務を負わないし、予見可能性がないから救護義務違反もない。</p>

被告 F の 主 張	被告Fは、Aの飲酒量など知らされておらず、単にAは酔いつぶれて寝ていると思っており、急性アルコール中毒に陥っている旨認識していなかった。したがって、救護義務違反はない。
被告 H の 主 張	男性の介抱は男性のはげさしが行うことになっていたことから、被告Hは、専ら本件店舗の後片付けをしており、介抱やR方への運び入れに何ら関与していない。そうすると、救護義務を負うに足りる事情はない。また、被告Hは、Aの飲酒量を知らされていないし、後片付けに専念していたことからAの様子も注視していないから、Aが急性アルコール中毒など生命の危険が迫っていると認識できなかった。したがって、救護義務違反はない。
被告 I の 主 張	被告Iは、はげさしとして本件店舗を訪れたものの、はげさしは、酔いつぶれた者の介抱のほかに、飲み会が行われた店舗の後片付けもその役割としていたし、酔いつぶれた者が男性である場合には、男性のはげさしが介抱を行うことになっていた。そして、実際、被告Iは、本件店舗の後片付けに専念しており、Aの介抱には何ら関与していない。そうすると、救護義務を負うに足りる事情はない。また、被告Iは、急性アルコール中毒の症状を検索しているが、これは、他の被告らのうち何名かが検索をしていたから自分もただで、Aの症状を認識していなかったから、Aが急性アルコール中毒に陥っているかを判断することはできなかった。
被告 G の 主 張	被告Gは、本件店舗において、専ら後片付けに専念しており、介抱や救急隊の出動を要請すべきかなどの対応の協議には何ら関与していないし、Aがどのような状態にあったか認識していない。また、被告Gは、途中から、AをR方に運んでいる被告Bら4名の後ろをついて行ったが、それだけで、運び入れ等には何ら関与していない。以上によれば、被告Gは、Aの生命の危険を引き受けたとはいえないし、Aの死亡という結果に対する予見可能性もなかった。したがって、救護義務違反は認められない。

争点(3) (損害額) について

被告らの不法行為と相当因果関係のある原告らの損害は、次のアからウの合計1億0494万5914円であり、これに各原告の法定相続分2分の1を乗じた5247万2957円が各原告の損害額となる。

ア Aの損害 合計7540万5377円

Aの損害は、次の(ア)から(ウ)の合計7540万5377円であり、原告らは、それぞれ、これに2分の1を乗じた額を相続した。

(ア) 葬儀費用 150万円

(イ) 逸失利益 6390万5377円

Aは、死亡当時大学に通っていたから(2年生)、平成29年賃金センサス大卒男子平均賃金である660万6600円の年収を得ることができたはずである。また、Aは、将来結婚して家庭を持つ可能性が高いから、生活費控除率は40%となる。そうすると、逸失利益は、次の計算式のとおり6390万5377円となる。

(計算式) $660万6600円 \times (17.9810 [67歳までの47年間のライフニッツ係数] - 1.8594 [大学卒業までの2年間のライフニッツ係数]) \times (100\% - 40\%)$

(ウ) 慰謝料 1000万円

イ 原告ら固有の慰謝料 各1000万円

ウ 弁護士費用 954万0537円

原告らの主張

被告らの主張

否認ないし争う。

争点(2) (過失相殺) について

原告らの主張	<p>Aは、本件飲み会において、ウォッカを一気飲みするなど大量の飲酒を行っているところ、これは、Jらから、大量の飲酒によって飲み会を盛り上げなければならない旨の心理的圧力をかけられ、一気飲みを求めるコールを掛けられるなどして大量飲酒を強要されたために、やむを得ずしたものにほかならない。そうすると、Aが上記飲酒を行ったことにつき、Aの過失はない。</p> <p>また、被告らにおいて救急隊の出動を要請すべき時点において、Aは既に意識を失っており、専ら救護を受ける立場にあった。</p> <p>そうすると、被告らは、Aが要救助状態に陥った原因にかかわらず、救急隊の出動を要請すべき義務を負っていたのであるから、仮に、飲酒につきAの過失を観念し得るとしても、被告らとの関係において、Aの過失を考慮することは許されない。そして、被告らは、未成年飲酒や、本件サークルにおける異常な飲酒態様が大学や警察に発覚することをおそれ、隠ぺい目的でAをR方に運び入れたのであり、被告らの悪質性に照らせば、過失相殺をすることは許されない。</p>
被告Bの主張	<p>本件飲み会には無謀な飲酒を止める者がいたにもかかわらず、Aは自ら多量の飲酒を行っており、Aは既に成人していたのであるから、無謀な飲酒をしたAには過失がある。そして、要救助状態に陥った原因がAにある以上、被告Bとの関係においても、Aの過失は考慮されるべきである。被告Bは、単にはけさしとして本件店舗を訪れたにすぎず、Aの飲酒態様等を聞かされていなかったこと、ただの学生である被告Bにとって、Aが危険な状態にあることを認識することは極めて困難であったことをも踏まえれば、被告Bの過失が1割を超えることはない。</p>
被告Cの主張	<p>本件飲み会において、飲酒の強要があったことをうかがわせる事情はなく、Aには、本件飲み会において、自らの許容量を大きくこえる飲酒を行った過失がある。また、被告Cは、飲み会に参加すらしておらず、はけさしとして本件店舗を訪れたにすぎないこと、年齢や経験に照らして急性アルコール中毒に関する知識不足もやむを得ないことなどに照らせば、公平の見地から、仮に被告Cに救護義務違反が認められるとしても、被告Cとの関係で、要救助状態に陥る原因となったAの過失を考慮すべきである。</p>
被告Dの主張	<p>本件飲み会において、飲酒の強要が行われたなどという事情はなく、Aは、数あるサークルの中から本件サークルを選び、任意参加の本件飲み会に参加している。そうすると、許容量を超える飲酒を自ら行ったAには過失がある。</p>
被告Eの主張	<p>Aは、本件飲み会において、他の参加者が、無理しなくていい、ビールにしておいたらなどと制止したにもかかわらず、ウォッカにつきビールよりおいしいなどとして自ら無謀な飲酒をしたのであるから、Aには過失がある。そして、Aが無謀な飲酒を行って酔いつぶれるなどしなければ、被告Eにおいて介抱をする必要などなかったのであるから、Aが意識を失っていた以上、被告Eとの関係でAに過失がないなどと主張することは信義則上許されない。</p>

被告Fの主張	<p>本件飲み会において大量飲酒をしなければならない心理的圧力などなく、Aは、断ることも可能ななか、自ら進んで多量の飲酒を行っているから、Aには過失がある。そして、Aは既に成人しており、相応の自己管理責任を負っていたこと、被告Fは、突然はけさしとして本件店舗に行くよう求められたにすぎないこと、後片付けに専念しており、Aの状態に意識を払っていなかったことをも踏まえれば、大幅な過失相殺がされるべきである。</p>
被告Hの主張	<p>Aは、周囲の者が無理しなくていいなどと述べているにもかかわらず、自ら、全然いけるなどとして飲酒を行っていることからすれば、Aには重大な過失があり、大幅な過失相殺がされるべきである。</p>
被告Iの主張	<p>Aは、本件飲み会において、自ら進んで多量の飲酒を行った過失があり、大幅な過失相殺がされるべきである。</p>
被告Gの主張	<p>Aは、本件飲み会を盛り上げるため、自ら進んで過度の飲酒を行っており、要救助状態に陥った原因について重大な過失がある。したがって、仮に、被告Gにおいて救護義務違反が認められるとしても、被告Gの過失は1割を超えない。</p>